県教育委員会作成の「いじめ防止等に関するリーフレット」 【中・高校生用】を閲覧していただくため、最終ページにリンク先を 記載しました。

本リーフレットは、平成26・27年度実施の「いじめ防止対策推 進事業」の1つとして、いじめの防止という観点から、児童生徒 及び家庭や地域への啓発を行うために作成したものです。

皆さま、是非こちらもご覧ください。

# 学校いじめ防止基本方針

青森県立八戸北高等学校

#### 1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む) であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) いじめに対する基本的な考え方
  - ~人は皆、平等である。 力の差が生じるといじめが起こる~
  - ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
  - ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
  - ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- (3) いじめの構造と動機
  - ①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。(東京都立研究所の要約引用)

- ・嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲(相手を思いどおりに支配しようとする)
- ・愉快犯(遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性(強いものに追従する、数の多い側に入っていたい)
- ・嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・欲求不満 (いらいらを晴らしたい)
- (4) 具体的ないじめの熊様 (代表例)
  - ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる (「きもい」・「うざい」と言われる、こそこそ話をされる、ヤジ、陰口を言われる 等)
  - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる (話に入れてもらえない、意図的に避けられる、にらまれる 等)
  - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする (理由なしに叩かれ「ごめん」と言われる 等)
  - ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする (プロレスごっこに見せかけ痛めつけられる 等)
  - ⑤ 金品をたかられる

(食べ物をおごれと強要される、家から金銭を持ち出すように命じられる 等)

- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする (持ち物に落書きやいたずらをされる、持ち物を壊されたり隠されたりする 等)
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

(万引きを強要される、虚偽の情報や嘘を言いふらされる 等)

⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等 (SNSで仲間はずれにされたり、画像や動画を許可なくアップされる等)

#### 3 いじめ防止等の組織

(1)「いじめ防止・教育相談委員会」

いじめを未然防止し、早期発見に努め、疑いがあった場合に認定の判断をすると共に、生徒の 悩みに向き合い、望ましい成長と自己実現を支援する組織である。 別紙1(P9)参照

(2)「いじめ対策委員会」

重大事態を含むいじめと認定した場合、緊急に対応するための組織である。ただし、重大事態の場合は県教育委員会へ報告を行うとともに指導を仰ぐ。

別紙2(P10)参照 (※重大事態の定義は、「8 重大事態への対応」を参照)

#### 4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取り組みが求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- (1) 学校生活の充実
  - ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
  - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した対応
  - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
  - ・ボランティア活動の充実
- (2) 教育相談の充実
  - 二者面談等の機会の活用
- (3) 人権教育の充実
  - 人権意識の高揚
  - ・必要に応じて校内研修等の開催
- (4)情報モラル教育の充実
  - ・全教員による情報モラル教育の充実
- (5) 保護者・地域との連携
  - ・いじめ防止対策推進法および県・学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ・学校評議員の活用
  - 学校関係者評価委員会の活用
  - ・いじめ防止専門員の活用(学期に1回以上)
- (6) 挨拶運動の活性化
  - PTA、生徒会と連携した活動の推進

#### 5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「いじめ発生時の組織的体制」別紙2(P10)により速やかに校長へ報告し、「いじめ対策委員会」を開催する。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙3 (P11)

(3) 教室・家庭でのサイン 別紙4 (P12)

- (4) 相談体制の整備
  - ・相談窓口の設置・周知
  - 二者面談等の機会の活用

- (5) 定期的なアンケート調査の実施
  - ・時期 7月上旬、10月中旬、1月下旬の年3回
  - ・方法 生徒は指定の封筒へ入れ個別に担任へ提出 → 学年主任が閲覧→ 学年全員で閲覧→ いじめが疑われる案件が発見された場合は、「いじめ防止・教育相談委員会」へ報告するとともに、学年による調査 (調査が不十分な場合は「いじめ防止・教育相談委員会」と連携)を開始する→ いじめ認定の判断 → いじめと認定された場合 → いじめ対策委員会の開催および関係する生徒の保護者への連絡

#### (6)情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- 要配慮生徒の実態把握
- 進級時の引継ぎ

## 6 いじめへの対応

- (1) 生徒への対応
  - ①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- 心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。
- ②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は本校の規程により懲戒を加える。
- (2) 関係集団 (傍観者等) への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようと しなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切で ある。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。
- (3) 保護者への対応
  - ①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じつくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- ②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら面談を行い、いじめは誰にでも起こる可能性があることを丁寧に説明する。

- ・ 生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告していただく。

#### ③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合があり、管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨す。
- 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

#### (4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

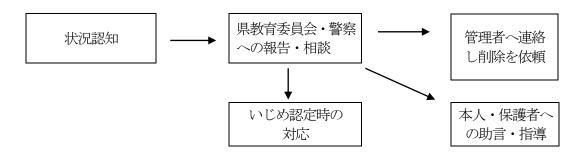
- ①教育委員会との連携
  - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法について県教育委員会に報告し、指導を仰ぐ。
- ②警察との連携
  - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合は指導を仰ぐ。
  - ・犯罪等の違法行為がある場合は指導を仰ぐ。
- ③専門機関(病院、児童相談所等)との連携
  - ・必要に応じて家庭の養育に関する指導・助言を仰ぐ。
  - ・必要に応じて家庭での生徒の生活、環境の状況把握に関する指導・助言を仰ぐ。
  - ・必要に応じて心身に関する相談を行なう。
  - ・必要に応じて精神症状についての治療、指導・助言を仰ぐ。

#### 7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

- (2) ネットいじめの予防
  - ①保護者への啓発
    - 携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの設定等
    - 家庭でのルールづくり(SNS問題に発展しないために家族が納得した上でつくる)
  - ②情報モラル教育の充実
    - ・全教員による情報モラル教育の充実
  - ③ネット社会についての講話(防犯)の実施
- (3) ネットいじめへの対処
  - ①ネットいじめの把握
    - 被害者からの訴え
    - ・閲覧者からの訴え
    - ・ネットパトロール
  - ②不当な書き込みへの対処



#### 8 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義
  - ①いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
    - ・生徒が自殺を企図した場合

- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額な金品を奪い取られた場合
- ②生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
  - ・その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、 重大事態が発生したものとする。
- (2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大 事態調査のための組織に協力する。

## 9 評価

年度末に、いじめ防止(未然防止・早期発見等)に対する学校の取り組みについて職員・生徒から評価してもらうとともに、効果的な提案や意見等を積極的に取り入れる。

## いじめ防止のための職務別ポイント

## ~ 教師・保護者が変われば生徒が変わる ~

## (1) いじめ防止のための措置

#### 《学級担任等》

- 日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。
- 一人一人を大切にしたホームルーム経営に努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることが ないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- 積極的に研修等に参加し、いじめ問題全般について、キャリアアップを図る。

#### 《養護教諭》

性教育講演会等の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

#### 《生徒指導部》

- ・ いじめ問題について必要がある場合は校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から地区生徒指導部会等と連携し情報交換を密に行う。
- 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に 設けるよう努める。
- ・ いじめ問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する(例:生徒会によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置など)。

#### 《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」 との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に 取り組む。

#### 《すべての職員》

・ 保護者に対して、子供の家庭教育は高校卒業までの3年間が最後の「道徳教育」の時間と捉え、最善を 尽くして欲しいことをお願いする。

#### (2) 早期発見のための措置

#### 《学級担任等》

- 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう アンテナを高く保つ。
- 休み時間や放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行なう。

#### 《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する生徒からの相談および雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か 違うと感じた時は、その機会を捉え、悩みを聞く。
- 保健室やスクールカウンセラー等によるカウンセラー室の利用を図る。

## 《生徒指導部》

・ 定期的なアンケート調査を行う(7月上旬、10月中旬、1月下旬)。

- 電話相談窓口についてパンフレット等で周知する。
- ・ 必要がある場合は校内巡視や、敷地内巡視等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

#### 《管理職》

- ・ 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行なうことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

## (3) いじめに対する措置

## ① 【情報を集める。常に状況把握に努める】

#### 《学年主任、学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める(暴力を伴ういじめの場合は 複数の教員が直ちに現場に駆けつける)。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見や通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聴き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行なう。その際、他の生徒の目に触れないよう、聴き取りの場所、時間等に慎重に配慮する。また、いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聴き取りを行なう。
- 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から得られた情報は確実に残す。
- 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

#### ② 【指導・支援体制を組む】

#### 《組織》

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む(「いじめ対策委員会」の構成員で役割分担する)。
  - → いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
  - → その保護者への対応
  - → 県教育委員会や関係機関との連携の必要性の有無等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つこと が必要である。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し 適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ対策委員会」でより適切に対応する。

#### ③ 【生徒への指導・支援を行なう。保護者と連携する】

「いじめ対策委員会」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行なう。

#### 《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に 対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人 (親しい友人や教職員、家族、地域の人等) と連携し、 いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を 高めるよう留意する。

## 《いじめた生徒に対応する教員》

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為 であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

- ・ いじめる生徒に指導を行なっても十分な効果をあげることが困難である場合は、所轄警察署とも 連携して対応する。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス(交友関係、学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく 運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

## いじめ防止の指導体制(未然防止・早期発見・認定)

#### 管 理 職

- ・学校いじめ基本法
- ・風通しのよい職場

- ・いじめを許さない姿勢
- ・保護者・地域等との連携



いじめ防止・教育相談委員会

## ◇構成員◇

教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任 養護教諭、臨時養護助教諭、関係HR担任

- いじめ防止専門員
- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・年間指導計画の作成・必要に応じて校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針





## 【結果報告】

県教育委員会

## 【重大事態】

いじめ対策 委員会





## 未 然 防 止

- ◇学業指導の充実
  - ・学びに向かう集団づくり
  - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇特別活動、道徳教育の充実
  - ・ホームルーム活動の充実
  - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
  - ・面談の定期開催
- ◇人権教育の充実
  - 人権意識の高揚
  - ・必要に応じて研修会等の開催
- ◇情報モラル教育の充実
- ◇保護者・地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ・学校公開の実施

#### 早期発見

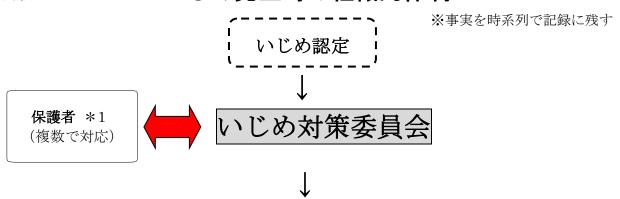
- ◇情報の収集
  - ・教員の観察による気付き
  - ・養護教諭からの情報
  - 相談・訴え

(生徒・保護者・地域等)

- ・アンケートの実施 (定期)
- ・面談の開催(生徒・保護者等)
- ◇相談体制の確立
  - ・相談窓口の設置・周知
- ◇情報の共有
  - ・報告経路の明示、報告の徹底
  - ・職員会議等での情報共有
  - 要配慮生徒の実態把握
  - ・進級時の引き継ぎ



# いじめ発生時の組織的体制



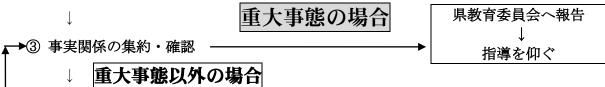
構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭

臨時養護助教諭、関係HR担任、いじめ防止専門員

(ただし重大事態の場合は、スクールカウンセラー、学校評議員等が加わる)

## 手 順

- ① いじめ調査方針・目的の確認
- ② 調査方法の決定(日時、場所、担当者、調査範囲 \*2、 確認事項の整理 等)



- ④ いじめ防止・教育相談委員会 -校長へ報告
- ⑤ 全職員への報告

- ⑥ 被害生徒への支援および加害生徒への指導 \*3
- (7) 学校・学年・学級への対応
- ⑧ 必要に応じて関係機関(警察、病院等)との連携
- ⑨ 解決へ向けた支援・指導の継続および経過観察
- ⑩ 事態収拾の判断 \*4
- ⑪ 収束 or いじめが継続 している場合 -
- 22 日常の指導体制の継続と充実
- \*1 つながりのある教職員を中心に家庭訪問等を行ない、現状報告と今後の指導の方向性を伝え る。また、学校と連携して今後の対応に協力していただけるように依頼する。
- \*2 被害生徒・保護者、加害生徒・保護者に特定して調査するのか、学級・学年あるいは学校全 体まで広げて調査するのかを見極める。
- \*3 加害生徒は懲戒処分の対象となる場合もある。
- \*4 被害生徒がいじめの解消を自覚し、お互いの関係が良好となっていることが目安となる。

## 別紙3

## 1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

| 場面           | サイン   |
|--------------|---|
| 登校時<br>朝のSHR | 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。<br>教員と視線が合わず、うつむいている。<br>体調不良を訴える。<br>提出物を忘れたり、期限に遅れる。<br>担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。  |
| 授業中          | 保健室・トイレに行くようになる。<br>教材等の忘れ物が目立つ。<br>机周りが散乱している。<br>決められた座席と異なる席に着いている。<br>教科書・ノートに汚れがある。<br>突然個人名が出される。 |
| 休み時間等        | 弁当にいたずらをされる。 昼食を自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。                  |
| 放課後等         | あわてて下校する。または、用もないのに学校に残っている。<br>持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。<br>一人で部活動の準備、片付けをしている。                          |

## 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

| サイン  |
|--|
| 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。<br>ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。<br>教員が近づくと、不自然に分散したりする<br>自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。 |

### 別紙4

#### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン

嫌なあだ名が聞こえる。

席替えなどで近くの席になることを嫌がる。

何か起こると特定の生徒の名前が出る。

筆記用具等の貸し借りが多い。

机等にいたずら、落書きがある。

机や椅子、教材等が乱雑になっている。

## 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン

学校や友人のことを話さなくなる。

友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。

朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。

電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。

受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。

不審な電話やメールがあったりする。

遊ぶ友達が急に変わる。

部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。

理由のはっきりしない衣服の汚れがある。

理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。

登校時刻になると体調不良を訴える。

食欲不振・不眠を訴える。

学習時間が減る。

成績が下がる。

持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。

自転車がよくパンクする。

家庭の品物、金銭がなくなる。

大きな額の金銭を欲しがる。

# 「いじめ防止等に関するリーフレット」 【中・高校生用】 閲覧用リンク先はこちらです。

1

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/2015-0318-1300.pdf